

随意契約審査委員会活動状況報告書

愛媛労働局

- 1 開催日
平成 19 年 6 月 25 日
- 2 委員の氏名及び役職等
堀江 章 愛媛労働局労働基準部長
小山 英夫 愛媛労働局職業安定部長
早水 恵子 愛媛労働局雇用均等室長
- 3 審査対象期間
平成 19 年 3 月 1 日～平成 19 年 5 月 31 日
- 4 審査契約件数
 - ・審査対象件数 34 件
 - ・審査件数 30 件
 - うち契約金額が 500 万円以上の案件 20 件
- 5 抽出方法
審査対象リストの整理番号を無作為抽出
- 6 審査結果
不適切等と判断された事案 該当なし

随意契約審議対象一覧表及び審議結果(公共工事)

	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	随意契約審査委員会審議結果状況(所見)
1	新居浜パートバンク事務室等原状修復工事請負契約 (新居浜市久保田町一丁目6-58 カネコビル1F)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	トータルインテリア大創 大西 直仁 新居浜市河内町17-8	貸室賃貸借契約第14条2項において、賃借物件を原状に復する場合には、指定業者に行わせることとされていることから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		1,356,117				随意契約は適切である

随意契約審議対象一覧表及び審議結果(物品役務等)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	随意契約審査委員会審議結果状況(所見)
1	平成19年度今治労働基準監督署庁舎敷地賃貸借契約(今治市旭町一丁目3-5 462.84㎡)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	今治市 今治市別宮町一丁目4-1	庁舎敷地に係る賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		1,018,062				随意契約は適切である
2	平成19年度今治公共職業安定所庁舎敷地賃貸借契約(今治市南宝来町二丁目1-6 1158.24㎡)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	今治市 今治市別宮町一丁目4-1	庁舎敷地に係る賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		2,526,816				随意契約は適切である
3	平成19年度西条公共職業安定所庁舎敷地賃貸借契約(西条市大町受315-4 767.83㎡)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	西条市 西条市明屋敷164	庁舎敷地に係る賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		1,918,807				随意契約は適切である
4	平成19年度ハローワークプラザ松山事務室賃貸借契約(松山市湊町3-4-6 銀天街ショッピングビル 773㎡)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	協同組合 銀天街ショッピングビル 松山市湊町3-4-6	付属施設事務室に係る賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		18,900,000				随意契約は適切である
5	平成19年度今治パートワーク事務室賃貸借契約(今治市旭町一丁目4-10 169.8㎡)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	四国カオル工業組合 今治市東門町五丁目-14-3	付属施設事務室に係る賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		4,117,104				随意契約は適切である
6	労働基準監督署及び公共職業安定所庁舎機械警備委託業務契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	セコム 株式会社 東京都渋谷区神宮前1-6-1	警備の継続性、既存警備機器の互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		4,573,800				随意契約は適切である
7	求人自己検索装置賃貸借契約(ハローワークプラザ松山)(30台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	富士通リース 株式会社 東京都新宿区西新宿2-7-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		26,229,358				随意契約は適切である
8	求人自己検索装置賃貸借契約(愛媛学生職業相談室)(6台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	富士通リース 株式会社 東京都新宿区西新宿2-7-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		7,087,398				随意契約は適切である
9	求人自己検索装置賃貸借契約(新居浜公共職業安定所)(28台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	富士通リース 株式会社 東京都新宿区西新宿2-7-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		9,115,083				随意契約は適切である
10	求人自己検索装置賃貸借契約(西条公共職業安定所)(15台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	センチュリー・リーシングシステム 株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		3,569,832				随意契約は適切である
11	求人自己検索装置賃貸借契約(宇和島公共職業安定所)(15台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	シャープファイナンス 株式会社 愛媛支店 松山市高岡町178-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		3,400,848				随意契約は適切である
12	求人自己検索装置賃貸借契約(八幡浜公共職業安定所)(20台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	シャープファイナンス 株式会社 愛媛支店 松山市高岡町178-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		1,648,276				随意契約は適切である
13	求人自己検索装置賃貸借契約(西予市地域職業相談室)(5台)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	シャープファイナンス 株式会社 愛媛支店 松山市高岡町178-1	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。		10,591,884				随意契約は適切である
14	平成19年度若年者地域連携事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	えひめ若年者人育成推進機構 松山市湊町三丁目4-6	企画競争を実施することとし、公告を行ったところ1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査を行った結果当該団体が適格であると認められることから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定による随意契約とした。		41,000,000				随意契約は適切である
15	平成19年度地域林業雇用改善促進事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	財団法人 えひめ農林漁業担い手育成公社 松山市一番町四丁目4-2	当該団体は、林業労働者の確保を図ることを目的に設置された団体であり、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、愛媛県知事から林業労働力確保支援センターとして指定され、労働環境改善、雇用の改善及び事業の合理化に関する業務を推進している。また、県内ではこのような林業労働力を確保、労働条件の改善を促進する事業を実施している団体は、唯一当該団体のみである。このため、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定による随意契約とした。		5,139,000				随意契約は適切である
16	平成19年度地域求職活動援助事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	松山商工会議所 松山市大手町二丁目5-7	地域雇用開発促進法第2条第4項に基づく「地域求職活動援助地域」である松山地域で、厚生労働大臣の同意を得た「平成18年度松山地域求職活動援助計画」(愛媛県が策定)において、地域就職活動団体として指定された唯一の委託先として、地域求職活動援助事業を着実に実施している。また、「平成19年度松山地域求職活動援助計画」においても唯一の指定団体である。このため、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定による随意契約とした。		37,049,000				随意契約は適切である
17	平成19年度インターンシップ受入企業開拓事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	松山商工会議所 松山市大手町二丁目5-7	企画競争を実施することとし、公告を行ったところ1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査を行った結果当該団体が適格であると認められることから、会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定による随意契約とした。		9,401,000				随意契約は適切である

18	平成19年度障害者就業・生活支援センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社会福祉法人 来島会 今治市室屋町一丁目1-8	本事業の委託団体は、民法34条の法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、本事業の委託先としてふさわしいと認められる団体として、愛媛県知事の推薦に基づく団体であることが規定されている。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	9,222,000				随意契約は適切である
19	平成19年度障害者就業・生活支援センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 松山市道後2-1-2-11	本事業の委託団体は、民法34条の法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、本事業の委託先としてふさわしいと認められる団体として、愛媛県知事の推薦に基づく団体であることが規定されている。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	9,316,000				随意契約は適切である
20	平成19年度65歳雇用導入プロジェクト委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	今治商工会議所 今治市旭町二丁目3-20	企画競争を実施することとし、公告を行ったところ1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査を行った結果、当該団体が適格であると認められることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	5,040,000				随意契約は適切である
21	平成19年度「70歳まで働ける企業」創出事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	愛媛県経営者協会 松山市大手町二丁目5-7	企画競争を実施することとし、公告を行ったところ1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査を行った結果、当該団体が適格であると認められることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	5,884,000				随意契約は適切である
22	シニアワークプログラム地域事業委託契約 （平成19年4月1日～平成20年3月31日）	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 愛媛県シルバー人材センター連合会 松山市一番町一丁目14-10	企画競争を実施することとし、公告を行ったところ1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査を行った結果、当該団体が適格であると認められることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	118,000,000				随意契約は適切である
23	平成19年度地域産業保健センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 松山市医師会 松山市柳井町2-85	公募方式により受託希望者を募集し、応募者が一者であればその者を、応募者が複数であれば事業実施計画書を提出させて、最速と認める者を契約者と決定することとして公募を行った結果、松山地域で公募で示した要件を満たす応募者は当該団体の一者のみであり、委託要綱に照らし委託事業実施計画を審査した結果、契約者として適当であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	9,275,000				随意契約は適切である
24	平成19年度地域産業保健センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 新居浜市医師会 庄内町4-7-17	公募方式により受託希望者を募集し、応募者が一者であればその者を、応募者が複数であれば事業実施計画書を提出させて、最速と認める者を契約者と決定することとして公募を行った結果、新居浜地域で公募で示した要件を満たす応募者は当該団体の一者のみであり、委託要綱に照らし委託事業実施計画を審査した結果、契約者として適当であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	6,500,000				随意契約は適切である
25	平成19年度地域産業保健センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 今治市医師会 今治市別宮町7-1-40	公募方式により受託希望者を募集し、応募者が一者であればその者を、応募者が複数であれば事業実施計画書を提出させて、最速と認める者を契約者と決定することとして公募を行った結果、今治地域で公募で示した要件を満たす応募者は当該団体の一者のみであり、委託要綱に照らし委託事業実施計画を審査した結果、契約者として適当であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	5,000,000				随意契約は適切である
26	平成19年度地域産業保健センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 八幡浜医師会 八幡浜市広瀬1-7-17	公募方式により受託希望者を募集し、応募者が一者であればその者を、応募者が複数であれば事業実施計画書を提出させて、最速と認める者を契約者と決定することとして公募を行った結果、八幡浜地域で公募で示した要件を満たす応募者は当該団体の一者のみであり、委託要綱に照らし委託事業実施計画を審査した結果、契約者として適当であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	5,000,000				随意契約は適切である
27	平成19年度地域産業保健センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 宇和島市医師会 宇和島市桜町1-60	公募方式により受託希望者を募集し、応募者が一者であればその者を、応募者が複数であれば事業実施計画書を提出させて、最速と認める者を契約者と決定することとして公募を行った結果、宇和島地域で公募で示した要件を満たす応募者は当該団体の一者のみであり、委託要綱に照らし委託事業実施計画を審査した結果、契約者として適当であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	5,000,000				随意契約は適切である
28	平成19年度地域産業保健センター事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 宇摩医師会 四国中央市妻島町字東三本木1579-4	公募方式により受託希望者を募集し、応募者が一者であればその者を、応募者が複数であれば事業実施計画書を提出させて、最速と認める者を契約者と決定することとして公募を行った結果、宇摩地域で公募で示した要件を満たす応募者は当該団体の一者のみであり、委託要綱に照らし委託事業実施計画を審査した結果、契約者として適当であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	4,300,000				随意契約は適切である
29	平成19年度快適職場形成促進事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 小笠原 清美 松山市若草町4番3号	平成19年4月2日	社団法人 愛媛労働基準協会連合会 松山市大手町一丁目1-6	企画競争を実施して受託希望者から企画書を提出させ、最速と認められる者を契約者と決定することとして、公告を行ったところ、1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査を行った結果、当該団体が適格であると認められるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。	9,223,100		1		随意契約は適切である